

告示

埼玉県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、川島町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 退任

職名	氏名	住所
理事	飯島 和夫	埼玉県比企郡川島町大字上伊草千三百七十八番地一